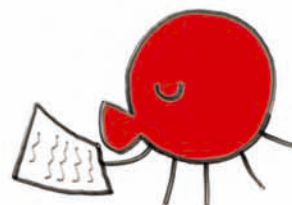




事後申請



改修工事が終了した後、住宅改修費の支給申請（事後申請）を行います。ケアマネジャーは、施工業者から受け取った事後写真や平面図を見ながら改修が計画どおりに行われたかどうかを確認します。確認には以下のようなチェックポイントが挙げられます。

チェック欄

- 計画どおりに改修工事が行われたか
- 本人や家族が望む生活に近づけられたか
- 当初の目的・狙いを達成しているか
- 本人の自立度改善や介助者の負担の軽減のために、最善の手段であったか
- 取付けた手すりや扉の使い方を本人が把握しているか

取付けた手すりや扉の使い方を本人が把握するために、ケアマネジャー自身が説明したり、リハビリテーションスタッフ等の専門職に本人に対しての指導を行ってもらうように依頼します。



また、工事終了後の申請には、住宅改修が計画どおりに行われたことを証明する書類を提出します。

本人・
ケアマネジャー

費用発生の事実が分かる書類を提出

提出

- 事後申請書（介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書）→73ページ参照
- （事前申請後に市から届く）結果通知書の写し
- 住宅改修に要した費用に係る領収書→74ページ参照
- 工事費内訳書→72ページ参照
*事前申請に提出した工事費内訳書の内容と金額等で変更がある場合のみ提出。ただし、工事内容の変更は認められません。
- 事後写真→50ページ参照

保険者(三原市)

事前に提出された書類(13ページ参照)との確認
工事が実際に行われたかの確認



住宅改修費を支給